

京田辺市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成28年12月21日

京田辺市監査委員 稲川 俊明

京田辺市監査委員 奥西 伊佐男

平成28年度京田辺市行政監査（その1）結果報告書

第1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

第2 監査のテーマ

準公金の取扱いについて

第3 監査の目的

京田辺市（以下「市」という。）においては、職務に関連して職員が関係団体等の現金や預貯金等、いわゆる準公金を管理している実態がある。

これらは、市の公金ではないため、地方自治法及び京田辺市会計規則等が適用されず、市会計管理者の審査や監査委員の財務監査の対象外となっている。

しかし、市民目線からは公金か準公金かの違いはないことから、市職員による準公金の取扱いにおいて、事故等が発生した場合には、担当職員に加え、市の管理責任も問われることになる。

今回、準公金の取扱いの状況を確認し、適正な事務の執行、チェック体制の確立及び事故等の未然防止に資することを目的として、行政監査を実施した。

第4 監査の対象

平成28年4月20日時点において、市の各所属が所管する各種団体のうち事務局が市に置かれ、職務の関係上、職員が当該団体事務局の現金等（現金、預貯金及び有価証券）を管理し、会計事務（団体への市からの補助金交付の有無にかかわらず、通帳などにより現金の管理を行うことをいう。）を行っている団体を対象とした。

なお、今回は、市立小・中学校が所管している関係団体及び地方公共団体のみで組織される団体は対象外とした。

第5 調査方法

1 一次調査

市全部局に対し、監査対象団体の取扱いの有無について回答を求め、さらに取り扱っている場合は、調査票及び通帳の写し等関係書類の提出を求め、提出書類について通査した。

2 二次調査

一次調査で報告のあった調査対象について、調査票に記載されている事項等を実査で確認するため、監査委員による実地調査を実施した。

第6 監査の期間

平成28年4月20日から平成28年12月14日まで

第7 監査の主な着眼点

- 1 関係団体等の事務局として、やむを得ず準公金を管理する必要があるか。関係団体の規約や会則に事務局等の定めがあるか。
- 2 団体の会計事務処理要領（マニュアル）を作成しているか。
- 3 預貯金通帳及び届出印は、別々の職員が管理し、別々の施錠できる金庫等に保管しているか。
- 4 入出金に当たって、収入調書、支出調書、出納簿等を作成しているか。また、これらの書類を所属長等が確認しているか。
- 5 キャッシュカードは、作成していないか。
- 6 入出金における納品書、請求書、領収書等並びに収入支出調書、出納簿は、適正に保管しているか。
- 7 現金での管理は、可能な限り少額、短期間にとどめているか。
- 8 やむを得ず現金を管理する場合は、施錠できる金庫等に保管しているか。
- 9 出納簿と通帳の記帳内容・残高が一致しているか。
- 10 所属における会計事務の確認体制は、確立されているか。
- 11 関係団体等における監査は、適切に行われているか。

第8 監査の結果

1 一次調査の結果

(1) 監査対象団体について

平成28年4月20日付けで市全部局に監査対象団体の該当の有無について照会した結果、報告のあった監査対象団体は、22団体であった。

表1 監査対象団体数

市役所内	17団体
市の出先機関等	5団体

(2) 現金等の保有額について

監査対象団体の調査票記入時点での現金等の保有額合計は、表2のとおりで、22団体の合計額が5,678,506円であった。

その内訳は、現金が11,956円、預貯金が5,660,896円、郵便切手が5,654円であった。

表2 現金等の保有額 (単位：円)

現金等の保有額 (22団体合計)	(内 訳)		
	現 金	預貯金	郵便切手
5,678,506	11,956	5,660,896	5,654

(3) 規約・会則等の作成状況について

監査対象団体における規約・会則等の作成状況は、表3のとおりで、規約・会則等がある団体が18団体(81.8%)と、多くの団体で作成されていた。規約・会則等を作成していない団体は、京田辺市組織規則の分掌事務で確認できるものもあった。

表3 規約・会則等作成状況

あり	なし
18団体(81.8%)	4団体(18.2%)

(4) 会計事務マニュアル等の作成状況について

監査対象団体における会計事務マニュアル等の作成状況は、表4のとおりで、作成している団体は2団体(9.1%)、作成していない団体は20団体(90.9%)であった。

表4 会計事務マニュアル等の作成状況

あり	なし
2団体(9.1%)	20団体(90.9%)

(5) 通帳の名義人について

監査対象団体の通帳の名義人は、表5のとおりで、代表・会長等(団体の長)が9団体(40.9%)、会計者(団体の会計)が3団体(13.6%)、

事務局長（所管課長）が7団体（31.8%）、事務局代表（所長）が1団体（4.5%）、実行委員会が1団体（4.5%）、通帳なし（現金で管理）が1団体（4.5%）であった。

なお、前述（3）の規約・会則等で団体に会計職が置かれている団体であっても、通帳の名義が所管課長等となっている団体が4団体あった。

表5 通帳の名義人の状況

代表・会長等（団体の長）	9団体（40.9%）
会計者（団体の会計）	3団体（13.6%）
事務局長（所管課長）	7団体（31.8%）
事務局代表（所長）	1団体（4.5%）
実行委員会	1団体（4.5%）
通帳なし（現金で管理）	1団体（4.5%）

※本表中の比率は、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計が100%とならない。

（6）キャッシュカードの作成状況について

通帳を作成している21団体のうち、キャッシュカードの作成状況は、表6のとおりで、作成している団体は0団体（0.0%）、作成していない団体は21団体（100.0%）であった。

表6 キャッシュカードの作成状況

作成している	作成していない
0団体（0.0%）	21団体（100.0%）

（7）現金の管理状況について

監査対象団体における現金の管理状況は、表7のとおりで、現金での管理は可能な限り少額、短期間にとどめている団体が12団体（54.5%）、現金を管理する場合、施錠できる金庫等に保管している団体が13団体（59.1%）、収入金がある場合、速やかに預金している団体が13団体（59.1%）、その他が3団体（13.6%）であった。

表7 現金の管理状況（※複数選択あり）

現金での管理は可能な限り少額、短期間にとどめている。	12団体（54.5%）
現金を管理する場合、施錠できる金庫等に保管している。	13団体（59.1%）
収入金がある場合、速やかに預金している。	13団体（59.1%）
その他 ・現金での管理なし（1団体） ・会費は振込で入金、支出は請求額のみを出金・即支払い又は通帳から振込（2団体）	3団体（13.6%）

※本表は、複数選択している場合があり、合計が団体数と合致しない。

(8) 通帳の管理状況について

通帳を作成している21団体のうち、通帳の管理状況は、表8のとおりで、保管先は、本庁舎出納室金庫が0団体（0.0%）、手提げ金庫他（事務室内）が7団体（33.3%）、机（鍵あり）が4団体（19.0%）、机（鍵なし）が2団体（9.5%）、書棚・ロッカー等（鍵あり）が7団体（33.3%）、書棚・ロッカー等（鍵なし）が0団体（0.0%）、団体役員（会計等）自宅が0団体（0.0%）、その他（所属の金庫）が4団体（19.0%）であった。

表8 通帳の管理状況（※複数選択あり）

本庁舎出納室金庫	0団体（0.0%）
手提げ金庫他（事務室内）	7団体（33.3%）
机（鍵あり）	4団体（19.0%）
机（鍵なし）	2団体（9.5%）
書棚・ロッカー等（鍵あり）	7団体（33.3%）
書棚・ロッカー等（鍵なし）	0団体（0.0%）
団体役員（会計等）自宅	0団体（0.0%）
その他（所属の金庫）	4団体（19.0%）

※本表は、複数選択している場合があり、合計が団体数と合致しない。

(9) 通帳届出印の管理状況について

通帳を作成している21団体のうち、通帳届出印の管理状況は、表9のとおりで、通帳と別の場所で、または別の人が保管している団体が16団体（76.2%）、通帳と同じ場所で、同じ人が保管している団体が5団体（23.8%）であった。

表9 通帳届出印の管理状況

通帳と別の場所で、または別の人が保管している。	16団体（76.2%）
通帳と同じ場所で、同じ人が保管している。	5団体（23.8%）

(10) 収支伝票及び決裁行為の状況について

監査対象団体における収支伝票及び決裁行為の状況は、表10のとおりで、収支伝票を作成し、最終決裁者は団体の長である団体が8団体（36.4%）、収支伝票を作成し、最終決裁者は事務局長（部課長等）である団体が9団体（40.9%）、収支伝票を作成し、最終決裁者は課長補佐以下である団体が0団体（0.0%）、収支伝票は作成しているが、決裁は受けていない団体が0団体（0.0%）、収支伝票を作成していない団体が3団体（13.6%）、その他が4団体（18.2%）であった。

表10 収支伝票及び決裁行為の状況（※複数選択あり）

収支伝票を作成し、最終決裁者は団体の長である。	8団体（36.4%）
収支伝票を作成し、最終決裁者は事務局長（部課長等）である。	9団体（40.9%）
収支伝票を作成し、最終決裁者は課長補佐以下である。	0団体（0.0%）
収支伝票は作成しているが、決裁は受けていない。	0団体（0.0%）
収支伝票を作成していない。	3団体（13.6%）
その他 ・収支伝票は作成していないが、回議書で決裁（1団体） ・支出命令書のみ作成、最終決裁者は団体の長（1団体） ・年度末に行う会計監査に全ての支出に関する領収書を提出（2団体）	4団体（18.2%）

※本表は、複数選択している場合があり、合計が団体数と合致しない。

(1 1) 出納簿作成及び確認状況について

監査対象団体における出納簿作成及び確認状況は、表 1 1 のとおりで、出納簿を作成し、出納簿と現金残高の定期的な照合を行っている団体が 1 3 団体 (5 9 . 1 %)、出納簿を作成しているが、定期的な照合は行っていない団体が 5 団体 (2 2 . 7 %)、出納簿を作成していない団体が 4 団体 (1 8 . 2 %) であった。

なお、定期的な照合を行っている 1 3 団体の照合頻度は、入出金の都度確認されているものが多かった。

表 1 1 出納簿作成及び確認状況

出納簿を作成し、出納簿と現金残高の定期的な照合を行っている。	1 3 団体 (5 9 . 1 %)
出納簿を作成しているが、定期的な照合は行っていない。	5 団体 (2 2 . 7 %)
出納簿を作成していない。	4 団体 (1 8 . 2 %)

(1 2) 団体における監査役職等の設定及び監査の実施状況について

監査対象団体における監査役職等の設定及び監査の実施状況は、表 1 2 のとおりで、監査役職等を設定しており、団体における監査を実施している団体が 1 9 団体 (8 6 . 4 %)、監査役職等を設定しているが、団体における監査は実施していない団体が 0 団体 (0 . 0 %)、監査役職等を設定していない団体が 3 団体 (1 3 . 6 %) であった。

表 1 2 団体における監査役職等の設定及び監査の実施状況

監査役職等を設定しており、団体における監査を実施している。	1 9 団体 (8 6 . 4 %)
監査役職等を設定しているが、団体における監査は実施していない。	0 団体 (0 . 0 %)
監査役職等を設定していない。	3 団体 (1 3 . 6 %)

2 二次調査の結果

一次調査の調査内容に対する監査委員の指摘事項・意見等を記載した行政監査調書を所管課に送付し、指摘事項・意見等に対する所管課の意見及び今後の対応予定等の記入を依頼し、提出を受けた。

一次調査の調査票及び行政監査調書に記載されている内容等を確認するため、二次調査として監査委員による実地調査を行った。

(1) 実地調査実施日

平成28年11月10日(木)及び11日(金)

(2) 実地調査の対象

一次調査で報告のあった22団体

※一次調査で、特に指摘事項・意見等がなかった団体についても、一次調査の調査内容の確認等のため、実地調査を行った。

(3) 実地調査の内容

実地調査では、1団体につき20分程度の時間で、通帳及び届出印の管理状況、収支伝票及び出納簿、団体における監査結果等の確認を行った。

また、併せて団体の会計事務を市職員が行うことの必要性について、所管課の意見等を聴取した。

(4) 実地調査の結果及び監査委員の意見

ア 通帳及び届出印の管理状況について

通帳及び届出印については、調査票に記載のとおり、金庫等に保管されており、施錠ができることを確認した。

一次調査において、施錠ができない机に保管していると回答があった所管においても、鍵を製作予定で、製作するまでの間、施錠ができる場所に一時的に保管されていた。

また、一部において、施錠できる保管場所が一箇所のみであり、通帳と届出印が同じ場所で保管されていたが、今後は、別々の施錠できる場所に保管されたい。

なお、現金を金庫に長期間保管している団体が1団体あったが、現金の長期保管は、防犯上からも好ましくないことから、事故防止のため早期に通帳管理に改めるべきよう指導した。

さらに、一部の団体において、出金の際、担当職員が通帳と届出印を持ち出し、金融機関の窓口に向かうという運用があったが、今後は、出金伝票に記載・押印してから通帳と伝票を持ち出すこととし、通帳と届出印を併せて持ち出すことのないよう徹底されたい。

イ 収支伝票及び出納簿について

収支伝票は、約8割の団体で作成されており、それぞれの団体の様式で適切に決裁を得られていたが、一部において、収支伝票が作成されていない団体があった。

意思決定過程を経ることなく担当職員が入出金を行うことは、不適切な会計事務を招く場合があることから、今後は収支伝票を作成し、複数人でのチェックを経てから入出金が行われることが望ましい。

また、出納簿については、8割以上の団体で作成されていたが、出納簿と預金残高の定期的な照合が未実施の団体も見受けられた。

今回の監査で、所属長等が定期的に出納簿を確認し、確認した旨を出納簿に記録するよう改善した団体もあり、これは、大変望ましいことであるので、他の団体においても参考とされたい。

なお、一部において、出納簿を作成しておらず、通帳に明細を記入し、出納簿の代わりとしている団体があったが、万が一、通帳を紛失した場合などに備え、改めるよう指導した。

ウ 団体における監査結果について

団体における規約等に基づく監査は、8割以上の団体で実施されており、総会等で監査報告をされていた。

団体の適正な管理運営のためには、監査機能は必要と思料されることから、団体において監査を実施していない場合は、規約等を改正し、団体の監事等が監査を実施する体制整備が望まれる。

エ 規約・会則等について

団体設立の根拠となる規約や会則については、22団体中18団体で整備されていた。整備されていない4団体についても、団体と協議し、整備を進めるよう指導した。

第9 むすび

今回は、関係団体等の事務局として預かっている準公金の取扱い状況を確認し、適正な事務の執行、チェック体制の確立及び事故等の未然防止に資することを目的として、横断的な行政監査を実施した結果、概ね適切に事務処理されていたが、一部において改善の余地もあることから、今後、より一層の取組を期待している。

準公金の管理については、基本的には、その団体において事務執行するのが基本であるが、各団体の組織体制などから、事務職員確保が困難なこと、また、市として一定の関与が必要とされる事由などにより、市職員が携わっている状況にある。

今回、監査対象とした団体については、市政運営の充実や地域への貢献に欠かせないものの、各所管課において、これら団体の会計事務を所管することは、市職員の負担増となっていることも事実である。

市が密接に関与しなければ、事業の遂行に困難をきたすような団体事務については、市の関与もやむを得ないところであるが、本来は、団体の運営については市民等が主体となり、会計事務は団体が自立して行い、市は補助金の出金事務、団体への必要なアドバイスなど、サポートとしての役割を担うことが望ましいと考える。

今後も、当分の間は、市職員が団体の会計事務を担っていくものと思われるが、引き続き、事務の一部からでも、団体に委ねていく方策について検討されることを強く望むものである。